

ひとり親家庭への支援に関する 法体系について

1 母子及び寡婦福祉法の概要

1. 目的

母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにし、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

2. 基本理念

すべて母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母等の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。

3. 自立への努力、扶養義務の履行

- ・母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んで自立を図り、家庭生活・職業生活の安定・向上に努めなければならない。
- ・母子家庭等の児童の親は、当該児童についての扶養義務の履行に努めなければならない。また、当該児童を監護しない親の扶養義務の履行確保に努めなければならない。

4. 母子自立支援員

母子自立支援員は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供・指導等や職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

5. 基本方針等

- ・厚生労働大臣は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に対する基本的な方針を定める。
- ・都道府県、市区及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）は、基本方針に即し、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定するときは、母子福祉団体の意見を反映させる。

6. 母子福祉資金の貸付け

- ・都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、資金を貸し付けることができる。
- ・母子福祉団体に対しても一部の資金を貸し付けることができる。

7. 日常生活支援事業

都道府県又は市町村は、母子家庭の母等に対し、その居宅等において日常生活等を営むのに必要な便宜を供与することができる。

8. 雇用の促進

国及び地方公共団体は、母子家庭の母及びその児童の雇用の促進を図るため、国民一般の理解の向上や職業訓練の実施などの必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

9. 自立支援給付金

都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、給付金を支給することができる。

10. その他の福祉の措置

- ・公共施設における売店等の設置の優先許可
- ・たばこ小売販売業の優先許可
- ・公営住宅の入居に関する特別の配慮
- ・保育所への入所に関する特別の配慮

11. 母子福祉施設

母子家庭の母及び児童が、その心身の健康を保持し、生活の向上を図るために利用する母子福祉施設(母子福祉センター又は母子休養ホーム)を設置することができる。

12. 寡婦に対する福祉の措置

寡婦に対しても、母子家庭の母に対する措置のうち、一部の福祉の措置が規定されている。

2 児童扶養手当法の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、父又は母の配偶者に養育されるとき、公的年金等の給付を受けることができるとき等は支給されない。

4. 平成24年度手当額（月額）

- ・児童1人の場合 全部支給：41,430円 一部支給：41,420円から9,780円まで
- ・児童2人以上の加算額 [2人目] 5,000円 [3人目以降1人につき] 3,000円

※ 手当額については、全国消費者物価指数に基づき、政令で定める。

5. 支給制限

- ・所得が政令で定める額以上であるときは、支給しない。
- ・支給開始から5年又は支給要件に該当してから7年を経過したときは、政令で定めるところにより手当額を2分の1まで減額する。
- ・受給資格者が職員の質問に応じなかったときや児童の監護などを著しく怠っているときなどに手当を支給しないことができる。

6. 不正利得

- ・不正の手段により手当の支給を受けた者から、受給額に相当する金額を徴収することができる。

7. 相談及び情報提供

- ・都道府県知事等は、受給資格者等に必要な情報提供や就業支援等を行うことができる。

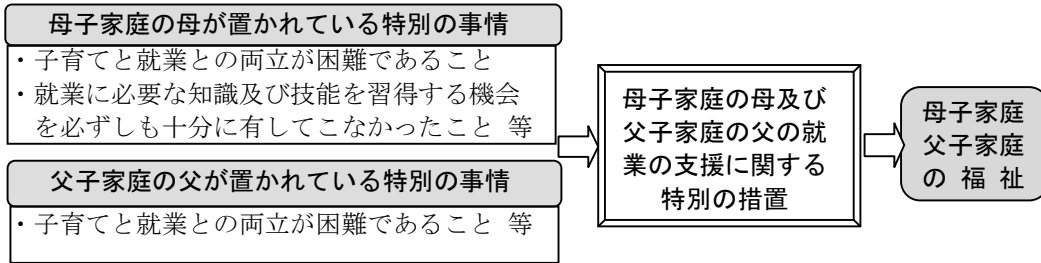
8. 手当の支給主体及び費用負担

- ・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

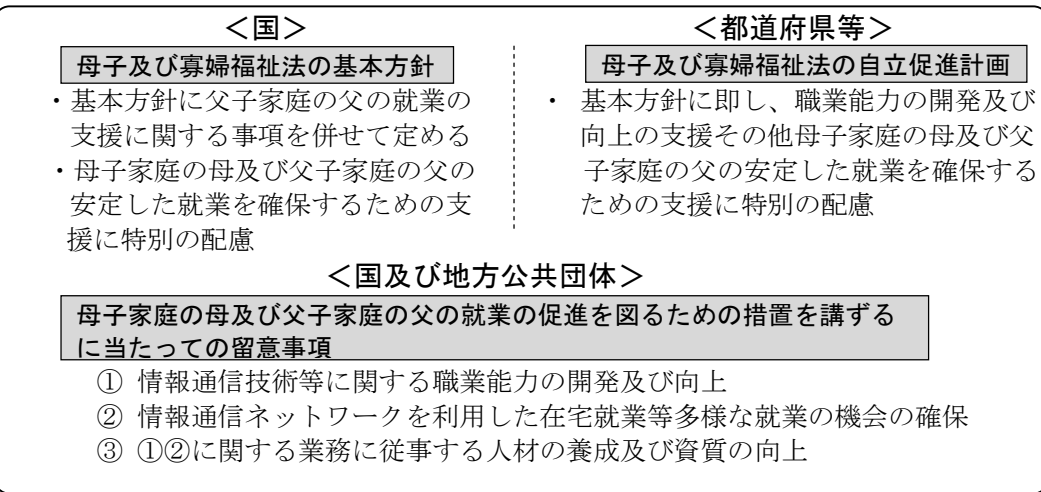
3 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の概要

成立日 平成24年9月7日
公布日 平成24年9月14日
施行日 平成25年3月1日

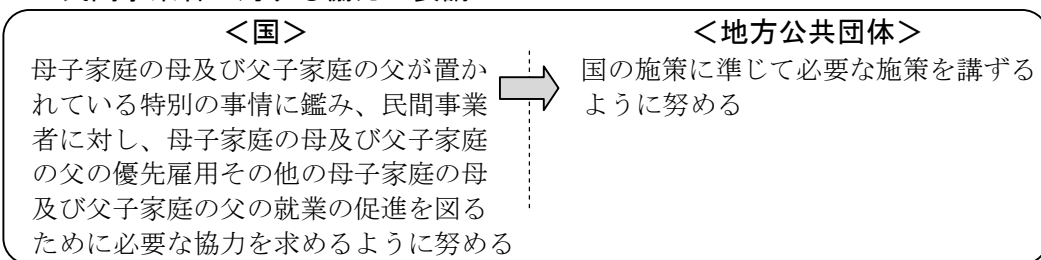
1. 目的



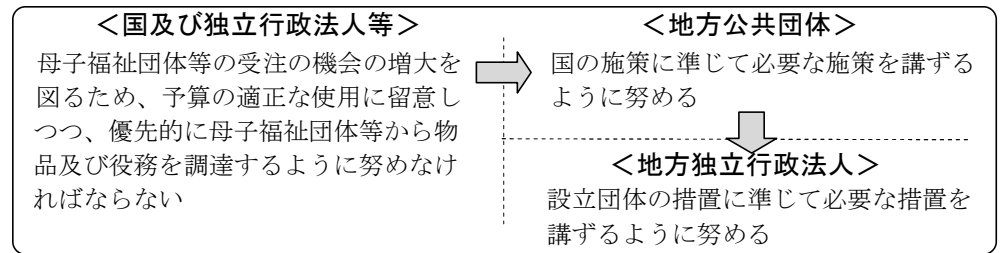
2. 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実



3. 民間事業者に対する協力の要請



4. 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力



5. 財政上の措置等

国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置等を講ずるように努めなければならない

6. その他

- ・ この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する
- ・ その他所要の規定の整備を行う

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行について

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)を着実に実施するため、母子及び寡婦福祉法等に基づくひとり親家庭への就業支援とあわせて、以下の取組を実施。

項目	国で実施する事項	地方公共団体へ実施を要請する事項
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実(第2条・第3条関係)	○ 母子及び寡婦福祉法の基本方針を特別措置法の施行日(3月1日)に改正・適用すること。	○ 都道府県等で策定している母子及び寡婦福祉法の自立促進計画について、今後、適時、改正後の基本方針を踏まえて改正すること。
母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表(第4条関係)	○ 施策の実施状況について、毎年フォローアップを実施するとともに、年に一度厚生労働省ホームページにおいて公表すること。	○ 施策の実施状況に関するフォローアップのために必要な実績の把握等に協力すること。
民間事業者に対する協力の要請(第5条関係)	○ 団体・事業者に対して母子家庭の母等の就業促進に向けた協力を要請すること。 ○ 国が非常勤職員等を公募する場合に、求人情報を都道府県等の母子家庭等就業・自立センターへ提供すること。	○ 国に準じて左記の取組を行うこと。(第7条関係)
母子福祉団体等の受注機会の増大への努力(第6条関係)	○ 予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品・役務を調達するよう努めること。	○ 国に準じて左記の取組を行うこと。(第7条関係) ※ 地方独立行政法人においても同様の措置を講ずる。(第7条第2項)
財政上の措置(第8条関係)	○ 必要な財政上の措置を講じるよう努めること。	—

「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の改正について

1. 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針について

母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(平成20年厚生労働省告示第248号。以下「基本方針」という。)は、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第11条に基き定めるもの。

母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 主な改正の内容

①母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号。)が昨年9月に成立、本年3月1日から施行されることに伴い、基本方針について所要の改正を行った。

(具体的内容)

○はじめに

- ・ 1. 方針のねらいにおいて、同特別措置法が成立した旨等を加える。

○第1母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

- ・ 10. まとめの(2)父子世帯の状況において、就業支援の重要性を加える。

○第2母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

- ・ 新たに父子家庭が対象となった施策については、父子家庭が対象となるように規定を改める。
- ・ 母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮を増大への努力に改め、対象に独立行政法人、特殊法人等を加える。
- ・ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置に関する留意を加える。
- ・ 母子家庭の母等の就業の支援に関する施策の実施の状況の公表を加える。

○その他所要の改正を行う。

②平成22年8月に施行された児童扶養手当法改正法附則第5条の検討規定に基づき、ひとり親施策の検討を行うことを踏まえ、基本方針の対象期間を平成24年度までの5年間に平成26年度までの7年間に改める。

3. 適用日 平成25年3月1日

4 ひとり親家庭への支援施策に係る法制度の主な沿革

昭和27年「母子福祉資金の貸付等に関する法律」(昭和27年法律第350号)の制定

- ・昭和21年に生活保護法が制定されたが、一般家庭と一律の保護では母子福祉の徹底を期することは難しいため、昭和27年に母子福祉資金の貸付け等を内容とする「母子福祉資金の貸付等に関する法律」を制定。

昭和36年「児童扶養手当法」(昭和36年法律第238号)の創設

- ・昭和34年に、無拠出の福祉年金の一つとして、死別母子世帯を対象とした母子福祉年金の制度が設けられたことを受けて、母子福祉年金の補完的制度として、生別母子世帯を対象に児童扶養手当を創設(昭和37年1月施行)。

昭和39年「母子福祉法」(昭和39年法律第129号)の制定

- ・母子福祉対策を総合的に推進するため、昭和39年に「母子福祉法」を制定。これに伴い、「母子福祉資金の貸付等に関する法律」は廃止。

昭和56年「母子及び寡婦福祉法」への改正

- ・寡婦を法的保護の対象となるように「母子福祉法」を改正し、題名については「母子及び寡婦福祉法」に改正。

昭和60年 児童扶養手当制度の抜本改正

- ・母子福祉年金の補完的制度から、母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とする福祉制度に改める
- ・所得による一部支給制限(手当の2段階制)の実施
- ・支給主体を国から都道府県知事に移し、地方負担を導入(国 8/10、県2/10)
- ・父の所得による所得制限(別途政令で定める日から施行:未施行)

平成2年 児童扶養手当額改定に自動物価スライド制導入

平成10年 児童扶養手当の所得制限の見直し(8月から)

- ・本人(2人世帯:収入ベース) [全部支給]204.8万円→据置
[一部支給]407.8万円→300.0万円
- ・扶養義務者(6人世帯:収入ベース) 946.3万円→600.0万円

平成12 児童扶養手当物価スライドの特例措置

～14年 ・物価下落率▲1.7%(11年▲0.3% + 12年▲0.7% + 13年▲0.7%)を据置

平成14年 児童扶養手当の所得制限ルールの見直し等(政令改正)(8月から)

- ・就労等による収入の増加が手当を含めた総収入の増加につながるよう、所得制限ルールを見直し
 - ・所得制限限度額の見直し
本人(2人世帯:収入ベース) [全部支給]204.8万円→130.0万円
[一部支給]300.0万円→365.0万円
 - ・手当額の見直し [全部支給]42,370円→42,370円
[一部支給]28,350円→42,360円～10,000円
- ・所得の範囲の見直し(養育費の80%を所得に加算)
- ・支給主体を都道府県知事から都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長へ移行

平成14年「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第29号)の成立

・母子家庭等に対する子育て支援の充実、就労支援の強化、扶養義務の履行の確保、児童扶養手当制度の見直し等の措置を講ずることにより、総合的な母子家庭等対策を推進。

(子育て・生活支援)

- ・保育所の入所に関し、母子家庭等に対する特別の配慮。
- ・子育て短期支援事業を法律に位置づけ。

(就労支援)

- ・母子家庭の母等に対し、就職に関する総合的に支援。
- ・自立支援給付金の給付。

(養育費の確保)

- ・養育費に関する規定の創設

(経済的支援)

- ・母子寡婦福祉資金の児童本人に対する貸付けを創設。
- ・離婚後等の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという観点で見直し、就労支援策の強化を図ることと合わせて、政令で定めるところにより、平成20年4月から支給額の2分の1を超えない範囲で支給停止を行う。
- ・手当の請求期限(5年間)の撤廃

(国及び地方公共団体における総合的な自立支援体制の整備)

- ・厚生労働大臣が、母子家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針を定める。
- ・都道府県等が、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定。

平成15年「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」(平成15年法律第126号)の成立(平成20年度までの時限立法)

- ・母子家庭の母の就業支援策の充実を図るため、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」を制定。
- ・母子福祉資金の貸付けに関する特別の配慮。
- ・民間事業者に対する母子家庭の母の就業の促進のための協力要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮。

平成17年「児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」(平成17年法律第9号)の成立

- ・物価が上昇した場合には手当額を据え置くこととし、段階的に1.7%の特例措置分(H12～14の据え置き分)を解消していく。
- ・ただし、物価が下落した場合には、物価スライドによる引き下げを行う。

平成18年 児童扶養手当の国庫負担率の変更

- ・三位一体改革により児童扶養手当の国庫負担率を3/4から1/3に変更。

平成22年 父子家庭への児童扶養手当の支給(8月から)

- ・父子家庭に対しても児童扶養手当を支給。
- ・改正法の附則に施行3年後の見直し検討規定が設けられる。

平成24年 児童扶養手当に係る運用改善

- ・一部支給停止の適用除外手続を現況届と同時に行うことで一体化させる運用改善を実施(8月から)
- ・手当の支給対象に、父又は母がDV保護命令を受けた児童を追加(8月から)

平成24年「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成24年法律第72号)の成立

- ・児童扶養手当の特例水準(1.7%)をH25～H27の3年間で解消。
(解消のスケジュールは、平成25年10月▲0.7%、平成26年4月▲0.7%、平成27年4月▲0.3%)

平成24年「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号)の成立

- ・母子家庭の母と父子家庭の父の置かれている特別の事情を鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援策の充実を図るため、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」を制定。
- ・情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上等に留意。
- ・民間事業者に対する母子家庭の母の就業の促進のための協力要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への努力。